

議事日程（開会日） 令和5年8月31日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第 33号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第 34号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第 35号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 36号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 37号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 38号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 39号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 40号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 41号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 42号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 43号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議案第 44号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第 17 議案第 45号 財産の取得について
- 日程第 18 報告第 4号 令和4年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 19 同意第 12号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

日程第 2 1 請願第 2 号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

日程第 2 2 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第 2 3 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願書

日程第 2 4 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子	2 番	古 村 護
3 番	鎌 田 鷹 介	5 番	加 藤 眞 人
6 番	伊 藤 守	7 番	服 部 英二夫
8 番	三 輪 一 雅	9 番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	山 北 哲	総務政策課長	小 島 裕 紹
危機管理課長	坂 倉 丈 夫	会計管理者	松 本 大
産 業 課 長	多 賀 達 人	建 設 課 長	伊 藤 雅 人
住 民 課 長	伊 藤 正 典	福祉健康課長	黒 田 和 弘
税 務 課 長	中 山 重 徳	教 育 課 長	村 上 強
代表監査委員	深 津 和 男		

事務局出席職員

事 務 局 長	藤 井 光 利	議 会 事 務 局	鈴 木 琴 音
---------	---------	-----------	---------

=====

午前 9 時 0 分開会

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

本日は、令和 5 年第 3 回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、御出席ありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、令和 4 年度の一般会計及び特別会計の決算認定のほか、令和 5 年度の各会計補正予算並びに条例の改正案など、いずれも重要な案件が提出されております。提案議案の内容につきましては、後ほど加藤町長より詳細な説明がなされると存じますので、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、

十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和5年第3回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三輪一雅議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

3番議席、鎌田鷹介議員、5番議席、加藤真人議員の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（三輪一雅議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る8月24日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて審査をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審査経過報告をお願いいたします。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫委員長。

○7番（服部英二夫議員） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

去る8月24日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法に基づき、議長並び副議長にも出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席の下に、令和5年第3回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審査経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて、審査に入りました。説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日の提出議案は、令和5年度町一般会計、特別会計の補正予算案3件、条例の改正案1件、令和4年度町一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定案8件、協議案1件、報告案1件、同意案1件、請願案4件の合わせて19件であります。これらの議案について十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会では認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

また、この審議議案の状況から、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議議案の状況及び委員会での審査日程などを考慮し、会期は本日8月31日から9月14日までの15日間とし、十分な御審議を尽くしていただくことで承認をいたしま

した。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、議長による諸般の報告並びに加藤町長より行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、まず、議案第33号から議案第45号までの13議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、このたびは決算承認議案がありますので、代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。

なお、上程議案は委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託していただきます。

次に、報告第4号を上程し、町長より提案理由説明を行っていただき、その後、担当課長より詳細説明をしていただきます。

次に、同意第12号を個別に上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。

次に、請願第1号から請願第4号までの請願書4件を審議していただきます。この度の請願書は委員会付託を行わず、本会議で審査していただくこととして、上程後に紹介議員から趣旨説明を受け、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で、令和5年第3回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日定例会散会後に第1委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は、9月1日午前9時より引続き行うことといたしておりますので、ご報告させていただきます。

また、各常任委員会の日程は既に配付させていただきました日程のとおり、教育民生常任委員会は9月5日午前9時から、総務建設常任委員会は9月7日午前9時から開催していただくことといたします。

次に、定例会の再開日は9月12日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は4名の方が通告されており、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくことといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第33号から議案第45号までの13議案を一括上程し、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただきまして、その後に、それぞれの報告に対する質疑を行っていただきます。

次に、報告第4号を上程し、質疑を行っていただき、議会への報告は終了といたします。

以上をもって本会議は散会とさせていただきます。

なお、本会議終了後に議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会最終日は9月14日午前9時より再開し、議案第33号から議案第45号

までの13議案を一括上程しまして、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

次に、初日に提案される請願4件が採択されたときには、ここで発議案として意見書を提出して、御審議をいただく予定であります。

以上の審議の終了をもって閉会宣告をしていただき、令和5年第3回木曾岬町議会定例会は閉会とさせていただきます。

また、常任委員会ごとに所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間を設けさせていただくことで、御了解をいただきましたことを併せて報告申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

令和5年8月31日、議会運営委員会委員長、服部英二夫。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、どうも御苦労さまでございました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日8月31日から9月14日までの15日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の日程は、委員長の報告のとおり、本日から9月14日までの15日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月14日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、三重県町村議会議長会理事会に関する報告でございます。全国町村議会議長、副議長研修会が5月23日に東京で開催され、町村議会の課題や今後の展望に関する事や住民のためのデジタル活用に向けた取り組みなどについて研修を受けて参りました。

次に、三重県町村議会議長会定期総会が8月1日に開催され、会務の報告及び国、県への要望提出議案などの議決がなされました。

8月3日と4日には、県外行政視察として長野県小布施町を訪れ、町づくりや6次産業化に向けた取り組みについて研修を受けて参りました。

8月28日には、県関係部局長との意見交換会に参加し、意見交換を行って参りました。

桑名広域清掃事業組合議会議員としましては、8月7日に定例会が開催され、令和4年度の決算認定が議決されました。また、8月19日には、今年はRDFの貯蔵施設爆発事故から20年目にあたるわけですが、安全祈念式典が行われ出席をして参りました。

最後に、行政視察の受け入れでございますが、7月26日、山形県村山市議会の視察を受け入れまして、当町の地域BWAを活用した安全、安心のまちづくりについて視察をしていただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

暦の上では、秋になって参りましたけれども、相変わらず大変な猛暑が続いております。

一方で、台風も9号が発生してから矢継ぎ早に発生して、今朝ほどは台風12号が発生したとの報道がございました。台風シーズンになって参りまして、何とか穏やかに過ごさせていたいただきたいなと思っておりますけれども、やはり備えあれば憂いなしでございます。しっかりと備えをしていかないかんと思っておりますし、町では、今度の日曜日に防災フェアを計画しております。ぜひ議員の皆様方も、町民の皆様方もこぞってお出かけをいただき、御参加をいただけたらと思っております。

本日は、令和5年第3回木曾岬町議会定例会を招集し、開会をいただきましたところ、議員の皆様方には、早朝から全員ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の一部改正案、各会計の決算認定など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何卒、十分にご審議を尽くしていただきますようお願いいたします。

それでは早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、去る7月12日、四日市大学と包括連携協定を締結いたしましたので、ご紹介をさせていただきます。四日市大学と木曾岬町が、お互いに有する人的、知的、物的資源を活用いたしまして、幅広い分野で連携及び協力することにより、さらなる木曾岬町の発展を目指すことを目的に締結をしたものでございます。

連携及び協力するその主な内容といたしましては、まちづくり及び地域貢献に関すること、教育及び学術研究の推進に関すること、人材の育成に関することの3本を柱として、まずは四日市大学の小林副学長さんに、第6次総合計画の策定会議に携わっていただくことといたしましたほか、イベント等への学生の協力を仰ぐことから始め、今後は必要に応じて双方が持つ資源を最大限に活用しながら、町民の皆さんの声にしっかりと応えていけるような体制を整えていきたいと考えているところでございます。

次に、国・県に対する要望活動についてでございますが、毎年、各省庁や関係機関への

要望活動につきましては、夏季と秋季要望がございます。今回は、夏季要望について、その概要の報告をさせていただきます。

まず、三重県の町村会においては、財政基盤の充実強化をはじめ、各分野にわたる12項目と、道路交通網の整備促進について、令和6年度の要望事項を三重県一見知事さん及び県議会議長さんへ要望をいたしたところでございます。

また、道路、河川防災、治水砂防、港湾海岸、そして都市計画等、それぞれの協会を統合一元化した県の社会基盤整備協会として、国・県関係機関への要望と提言活動を行い、私は、河川防災協会の副会長として、木曾三川に係る課題について要望をさせていただいたところでございます。

一方、木曾川下流河川事務所管内の3県下の4市1町で構成する木曾三川下流改修工事並びに、同じく公園建設の両促進期成同盟会では、国土交通省に対しまして、7月19日に中部地方整備局、8月9日には本省と関係国会議員さんに要望をいたし、さらには、中部直轄河川治水期成同盟会連合会とともに、切迫する南海トラフ地震に備え、河川施設等の直轄事業の耐震対策に必要な予算の確保を、財務省主計官に直接要望をいたしております。

さらにその上で、私ども木曾岬町は、木曾川下流河川事務所との事業調整連絡会議を、6月20日に開催をいたしまして、町の様々な事業の進捗や課題について、その情報共有や意見交換を行い、8月18日に木曾川下流河川事務所の大坪所長さんに、21日には中部地方整備局の高橋河川部長さんに、本町の安全・安心のための木曾川左岸堤の課題を要望いたしました。

翌日の22日には、国土交通省水管理・国土保全局へ面談を申し入れいたしまして、廣瀬局長、河川計画課の森本課長、治水課の奥田課長、河川環境課の豊口課長、水資源部の中込部長、また、総合政策局の藤本企画専門官のほか、調整官、或いは分析官など、河川部局の主要な幹部・担当者に面談をいたしまして、木曾川河口部海拔ゼロメートル地帯の水郷輪中の町を守る安全・安心対策、特に、危惧されておりますいわゆるスーパー伊勢湾台風と高潮、そして南海トラフ地震と液状化及び津波対策について、木曾川左岸堤及び木曾岬干拓地の堤防は、ご存知のように、木曾川と伊勢湾に面した最後の砦であり、本町はもちろんのこと、その背後地に集積する日本経済を牽引する、ものづくり産業やエネルギー産業の企業群、名古屋市西部の人口密集地を災害から守る最前線であることから、「伊勢湾台風当時における、河川堤、輪中堤の決壊の状況、伊勢湾の潮位と木曾川の水位、そして、台風の進路と風、河川の左岸・右岸の波高と決壊状況等を検証していただいて、それに加えて、流域に生きている先人の知恵をこの堤防整備に活かしていただきたい。」と、耐震補強・地盤改良工事の必要性、伊勢湾臨海工業地帯と木曾川下流域の安全・安心対策を訴え、要望をいたして参りました。

なお、当日、廣瀬局長さんとの面談には、参議院の山本佐知子議員ご本人と、吉川ゆう

み、中川康洋、石原正敬議員のそれぞれの秘書さんの同席をいただき、要望活動をさせていただきました。

一方、道路問題についてでございますが、愛知県側の名古屋第三環状線の整備促進について、7月13日に弥富市の安藤市長さんと朝日県会議員さんとともに、愛知県庁の建設局長、都市・交通局長、並びに自民党愛知県議員団の川嶋太郎団長へ要望活動を実施いたしました。この全線の早期完成を要望いたしましたところでございます。

引き続き関係機関と調整を進めながら、治水事業や道路事業などの整備促進に向けて、全力を尽くしていきたいと考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます、行政報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 5 議案第 33号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第3号)について

日程第 6 議案第 34号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第 7 議案第 35号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第 8 議案第 36号 木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 37号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 議案第 38号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 議案第 39号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 議案第 40号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議案第 41号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 議案第 42号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 議案第 43号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 議案第 44号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定につ

いて

日程第 17 議案第 45 号 財産の取得について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 5、議案第 33 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてから、日程第 17、議案第 45 号、財産の取得についてまでの 13 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、議案第 33 号から議案第 45 号までの 13 議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、議案第 33 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ 5,500 万円を追加いたしまして、予算の総額を 33 億 8,300 万円とするものでございます。

その補正の主な内容でございます。

歳出では、科目全体にわたって、年度当初に行われた人事異動に伴う人件費の精査を行っているほか、議会費では、議会研修に必要な経費を計上し、総務費では、各種電算システムにおける一括交渉による請負差金を減額すると共に、3 地区から申請のあった集会所の修繕工事に対する補助金や、自主運行バスの修繕に要する経費、住民税納付書に QR コードを掲載するためのシステム改修に要する経費を計上したものでございます。

民生費では、輪心乃里の空調機器の改修工事や、こども園の安全対策工事に要する経費を計上すると共に、令和 4 年度に実施した各種給付金事業に係る補助金の精算に伴う返還金を計上いたしまして、衛生費では、火葬場の修繕工事に要する経費や、家庭用新エネルギー等普及支援事業に要する経費を計上するものでございます。

消防費では、加路戸水防倉庫塗装工事に伴う負担金を計上いたしまして、教育費では、町体育館の高圧受電施設更新工事に要する経費や、感染症流行下における学校教育活動体制整備に要する経費を計上するものでございます。

これに対する歳入といたしましては、町税、地方特例交付金、普通交付税、前年度繰越金、それぞれの額の確定や、追加事業に伴う国・県支出金の追加交付分を増額するとともに、財政調整基金からの繰入金金を減額するものでございます。

次に、議案第 34 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ 1,958 万 1,000 円を追加いたしまして、予算の総額を 7 億 9,118 万 1,000 円とするも

のでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、令和4年度決算により、本年度への繰越額が確定したことや、本算定により本年度の保険料が確定したことで、各々精査させて頂くものでございます。

歳出につきましては、事業納付金の確定による精査や、前年度の保険給付費等交付金の確定により返還金を計上するとともに、保険料率の統一に向けた準備として、運営準備基金を積立てるものでございます。

次に、議案第35号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ1,066万5,000円を追加いたしまして、予算総額を6億666万5,000円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、繰越金の確定の他、本算定により介護保険料が仮算定時と比較して226万4,000円、1.6%減少したことによる保険料収入の精査及び県負担金、支払基金交付金等の介護給付事業の実績による精算や、低所得者の保険料軽減措置に係る一般会計からの繰入金を精査するものでございます。

歳出につきましては、前年度の介護給付費分及び地域支援事業分等について、国・県支出金、支払基金及び一般会計繰入金が確定したことから返還額を計上するものでございます。

次に、議案第36号、木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度中核機関運営協議会を設置することに伴いまして、その委員報酬について町条例で定める必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第37号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

令和4年度町一般会計決算の歳入総額は37億1,406万8,405円、歳出総額は35億2,522万1,591円で、歳入歳出差引額が1億8,884万6,814円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が633万円、実質収支額は1億8,251万6,814円となりました。

なお、この実質収支額に対して、地方自治法第233条の2の規定による措置として1億2,000万円を基金に繰入れ、令和5年度に6,251万6,814円を繰り越す決算といたしております。

この決算額を前年度と比較しますと、歳入では8,855万4,000円、率にして2.4%の増額、歳出では1億7,720万9,000円、率にして5.3%の増額となっております。

それぞれの主な要因についてでございますが、まず、歳入については、中小企業が所有

する固定資産税の軽減措置による減収分の補填を目的とした、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金が皆減となったことから地方特例交付金が対前年度比83.2%と大幅な減額となったほか、各種交付金や繰越金が減額となりましたが、ふるさと納税が好調であったことにより寄附金が対前年度比93.4%と大幅な増額となったほか、木曾岬干拓地における固定資産税の増収等から町税が対前年度比4.8%の増額となりました。

一方、歳出については、農林水産業費において、県営湛水防除事業の事業費減少に伴い負担金が減額となりましたが、総務費において、財政調整基金や減債基金への積立金が増加となったこと、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業が継続したこと、土木費において、町道西対海地・和泉線道路改良工事や、町道外平喜・小学校線避難路整備工事を施工したことなどにより増額となりました。

令和4年度決算を分析してみますと、主な歳入の構成割合は、町税が26%、地方交付税が32.9%、国・県支出金が17.2%、寄付金が4.6%、町債が7.2%でございました。

また、町税や使用料などの自主財源が36%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が64%となっており、自主財源比率は前年度に比べ1.7ポイント上昇しております。これは、寄附金が増額となったことが影響して上昇したものでございます。

なお、令和4年度の財政力指数は0.54で、前年度に比べ0.03ポイント下降しておりますが、これは、令和2年度が一時的に上昇したことが影響したものであって、例年ベースに戻りつつあるといえるものでございます。引き続き、経費の削減などによる財政事情の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、議案第38号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は332万2,177円、歳出総額では280万210円となっており、実質収支額は52万1,967円で、この額が令和5年度への繰越額となるものでございます。

この会計は、公共用地の先行取得と保有する土地の財産管理を行う会計となり、歳入では、保有財産の貸付収入が主なもので、歳出では、保有財産の維持管理に要した費用及び保有財産の貸付収入を、町一般会計へ繰り出した決算となっております。

次に、議案第39号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は7億7,675万7,064円、歳出総額では7億5,753万4,769円となり、実質収支額は1,922万2,295円です。この額が令和5年度への繰越額となるものでございます。

令和4年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は1,341人で、前年度より136人減少し、医療費の保険者負担額は5億740万円余と、前年度と比較いたしま

して100万円余の減少、率にして0.2%の減少となりました。被保険者の減少により保険者負担額は減少しておりますが、一人当たりの医療費は前年度より増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動によるものと考えております。

保険料の収納状況については、現年度分では93.61%、前年度と比較して0.39ポイントの減少となりました。景気低迷等により累積滞納者の増加する中、未納者への対応については、分納計画の推進による短期証の発行のほか、資産差押えなどの厳しい対応も行い、収納率の向上に努めて参りました。

次に、議案第40号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は1億5,347万6,575円、歳出総額では1億5,286万5,389円となり、実質収支額は61万1,186円で、この額が令和5年度への繰越額となるものでございます。

令和4年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は1,068人で、前年度より49人増加、医療費の保険者負担額は8億9,783万円余と、前年度と比較して1億8,687万円余の増加、率にして26.2%の増加となりました。

医療費増加の主な要因は、被保険者の増加によるものでございますが、一人当たりの医療費は前年度より増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動によるものと考えております。

保険料の収納状況については、現年度分で99.70%、前年度と比較して0.08ポイントの増加となりました。未納者への対応につきましては、累積滞納とならないよう、細やかな連絡などにより、収納率の向上に努めました。

今後、更に高齢化が進み、医療費も増加の一途を辿ることが予測されることから、健康診査の受診率を高めるほか、保健事業などの予防手段も積極的に行い、早期発見・早期治療を行っていく必要があると考えているところでございます。

次に、議案第41号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、令和4年度における65歳以上の第1号被保険者数は、2,000人で、前年度より29人、率にして1.4%減少しており、高齢化率は、33.4%、また、要介護認定者数は、294人で、前年度より13人、率にして4.6%増加しております。

令和4年度の決算額は、歳入総額で5億7,640万9,946円、歳出総額では5億6,135万4,835円となり、実質収支額は1,505万5,111円で、この額が令和5年度への繰越額となるものでございます。

歳入については、保険料と保険給付費等にかかる公費負担金が主なもので、その他は前年度繰越金でございます。

また、歳出の主なものは、要介護認定を受けた方の介護サービス利用に係る保険給付費で、支出額全体の91.4%を占めており、前年度より約1,000万円の増額となりま

した。保険給付費の内訳では、訪問・通所等居宅サービスが32.7%、特別養護老人ホーム等施設介護サービスが51.4%を占めております。

その他は、地域支援事業費として、社会福祉協議会に委託している通所型サービス事業や地域包括支援センター事業などを実施したものでございます。

次に、議案第42号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算年度における農業集落排水事業4処理区の概要として、処理区域内人口2,108人に対し、水洗化人口は2,102人で、水洗化率は99.7%となりました。

令和4年度の決算額は、歳入総額で8,271万2,683円、歳出総額では7,914万4,494円で、実質収支額は356万8,189円で、この額が令和5年度への繰越額となるものでございます。

歳入につきましては、下水道使用料2,966万4,852円や、一般会計からの繰入金2,930万円、町債1,700万円などとなっております。

また、歳出については、施設管理費では、一般事務や料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、機器の維持修繕、公営企業会計移行に係る業務に要する費用など7,671万7,942円、また、公債費では、施設建設に要した地方債の元利償還金など242万6,552円となっております。

次に、議案第43号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算年度における概要といたしましては、処理区域内人口3,843人に対し、水洗化人口は3,804人で、水洗化率は99.0%となりました。

令和4年度の決算額は、歳入総額で3億3,811万1,222円、歳出総額では3億1,430万5,034円で、歳入歳出差引額は2,380万6,188円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が1,875万円、実質収支額は505万6,188円で、この額が令和5年度への繰越額となるものでございます。

歳入につきましては、下水道使用料5,286万1,863円や、国庫支出金2,855万円、一般会計からの繰入金2億180万円、町債4,430万円などとなっております。

また、歳出につきましては、施設管理費では、一般事務や料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、施設の維持修繕やストックマネジメント計画に基づく施設更新、公営企業会計移行に係る業務などに要する経費など1億8,645万9,740円、公債費では、施設建設に要した地方債の元利償還金など1億2,784万5,294円となっております。

次に、議案第44号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてでございますが、決算年度における概要として、給水栓数は2,694個で前年度に比べて7か所増となりました。

年間配水量は92万8,419^m、日平均配水量は、契約水量4,800^mに対して2,558^mとなっております。有収水量は、86万4,078^mで前年度から5万1,007^m減となりました。また、有収率は93.1%で前年から0.7ポイントの減となりました。

決算については、まず、企業の経営活動に伴う収支である収益的収入と支出において、水道料金などを主とする収入の決算額は、1億7,357万6,380円となりました。また、支出については、この収益を得るために要した水道事業費用として1億8,647万8,107円となり、これら決算額に基づく当該年度純損失は1,360万8,841円となりました。

次に、事業資産を形成するために要する資本的収支の決算ですが、収入は、新規13件、うち臨時1件の加入者負担金や木曾岬干拓地内の新輪受水場の建築等に要する三重県から負担金など、1,520万6,876円であり、支出では、老朽管の布設替工事費や三重県企業庁へ委託しました木曾岬干拓地内の新輪受水場の建築工事費など2,879万7,176円となっております。

次に、議案第45号、財産の取得についてでございますが、去る7月25日に一般競争入札に付しました小型動力ポンプ付普通積載車について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程を賜りました13議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から詳細に説明をさせていただきますので、十分にご審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、過日、令和4年度の町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計それぞれの会計の歳入歳出に関して決算審査が実施されておりますので、深津和男代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。

○代表監査委員（深津和男委員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 深津和男監査委員。

○代表監査委員（深津和男委員） おはようございます。

御指名がありましたので、監査委員2名を代表いたしまして、令和4年度木曾岬町各会計決算に関する審査結果を御報告申し上げます。

本年度の決算審査は、去る7月10日に令和4年度木曾岬町水道事業会計を行い、7月19日、20日、21日の3日間にわたる日程で、令和4年度の木曾岬町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、土地取得特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、服部英二

夫監査委員と共に、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、第2委員会室において対面による審査を実施し、7月21日には関係者の御出席をいただいて講評を行いました。

審査に当たって、私たちは町長から提出された、各会計に関する帳簿、書類を閲覧し、これらが地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかに主眼を置き、関係者の説明を聴取し、併せて定期監査及び例月出納検査結果をも考慮して、関係諸帳簿並びにその他証書類との照合等、通常実施すべき審査の手續を実施いたしました。

その結果、いずれの会計も歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類について審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理も適正に行われていると認められました。審査結果の詳細は既に皆様のお手元に配付されております決算審査意見書に詳しく記述しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

なお、総括的意見につきまして、審査意見書に明記しましたが、歳入面において、一般会計では町税の収納率は前年度より増加しておりますが、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計では、収納率の減少が見受けられました。また、不納欠損処分額に関して、町税、国民健康保険特別会計は前年度を下回っているが、介護保険特別会計では前年度を上回っております。こうした現状から、今後とも税や料の賦課徴収に当たっては積極的な滞納整理などに心がけ、住民負担の平等、公平性に期するようにされ、町財政の健全化の観点から、なお一層の努力が望まれるところであります。

また、歳出においては、事務事業等の予算の早期執行を図り、投資効果を生み出すとともに、より効率的な運営と進行管理により年度末までによく予算を点検して、多額な不用額が生じないように努めていただきたいと思います。

そして、各種団体等に対する補助金に関しては、公益性の観点から交付後の活用実態を把握し、絶えず点検、見直しするように心がけ、団体育成の観点からもより適正な執行と管理に努めていただきたいと思います。

最後に、本決算の実質公債費比率は4.9%で、前年度同様となっております。町債の借入は昨年度よりは減少していますが、今後の予測される返済額に対する中長期の財政見通しの把握に努め、適切な財政運営を心がけられることを望みます。

また、コロナ禍によりやむを得ない措置とはいえ、イベントを含め町政のあらゆる事業面で、停滞がもたらされました。第5類移行後の各般での情勢を踏まえ、コロナ禍以前の行政運営に戻す取り組みを進められることを要望致します。

今後とも、施策の展開にあたっては中長期の財政計画のもと、特定財源を確保するなど財政構造の健全化を推し進めるとともに、安心して住み続けることができ、災害に対する安全性を高め自然を活かすまちづくり、環境と産業が調和した特色あるまちづくり、農漁業の新たな展開、人づくりに向け、多方面の取組みに期待いたします。

以上で令和4年度決算審査報告を終わります。

令和5年8月31日、代表監査委員、深津和男。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

代表監査委員による決算認定に関する監査報告を行っていただきました。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を昨日8月30日正午まで受付しましたが、この間、通告がございませんでしたので、このことを報告し総括質疑を終了いたします。

ただいま議題としております、議案第33号から議案第45号までの13議案は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで休憩といたします。再開は10時15分といたします。

午前 9時59分休憩

午前10時15分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第18 報告第4号 令和4年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第18、報告第4号、令和4年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程し、議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） ただいま上程を賜りました、報告第4号、令和4年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めによりまして、令和4年度決算に基づく木曾岬町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、監査委員の意見を付しまして、議会に報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から詳細に説明させていただきますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、報告第4号、令和4年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告するというものでございます。

ご覧いただいておりますページの上段の表が、法第3条第1項に定める健全化判断比率でございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4項目となっております。また、下段の表が法第22条第1項の定めによる公営企業会計を対象といたしました資金不足比率となっております。この比率が基準値以上になりますと財政健全化のために再生計画を策定しなければならないということになります。

まず上段の①、実質赤字比率でございしますが、一般会計と土地取得特別会計を加えました普通会計と呼ばれる会計の区分におきまして、資料の上段の標準財政規模23億1,729万6,000円に対します、実質赤字額の割合を示すものでございます。今期の決算では、一般会計は1億8,251万7,000円の黒字、土地取得特別会計も、52万2,000円の黒字となっていることから、算定指数はございません。

次の②番、連結実質赤字比率は、町の一般会計と特別会計、企業会計を連結した町の全会計を合算した結果の実質赤字が、財政規模に対しましてどの程度の割合になっているかを示す指標でございしますが、今期の決算では、いずれの会計にも赤字額が生じていないため、算定指数はございません。

次の③、実質公債比率は、一般会計が実質的に負担する公債費が財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標でございします。地方債の元利償還金を標準財政規模で割った3か年の平均値を示すものとなります。令和4年度の算定指数は4.9%で、前年度と同じ比率となっております。

なお、令和3年度決算における実質公債比率の県下の平均値は5.2%、全国の平均値は5.5%となっているところでございます。

次に④、将来負担比率は、借入金や将来支払っていく可能性のある負担額等の見込みが、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標でございします。当町では、将来的な負担見込み額よりも、基金や交付税などの充当可能な財源が上回っていることから、算定指数はございませんでした。

なお、令和3年度決算の報告では、算定指数のなかったのは、県下では13団体に限られたものでございます。

下段の表の資金不足比率は、水道や下水などをそれぞれの企業会計ごとに、資金の不足額を事業の規模で割ったときの比率となりますが、いずれも不足額を生じることはなく、算定指数はございませんでした。

なお、2-17-00という番号で、令和4年度財政健全化法に基づく健全化判断比率資金不足比率という資料を別途添付しております。こちらでは、実質公債比率の平成30年度からの推移をお示ししておりますので、後刻ご確認いただければと思います。

以上、報告第4号、財政健全化判断比率、資金不足比率についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

この議案の質疑は9月12日に行います。

日程第19 同意第12号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第19、同意第12号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、同意第12号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

教育委員の宮崎佐和氏が、令和5年9月30日に任期満了となります。宮崎氏におかれましては、平成28年10月より7年の永きに亘り本町の教育行政の推進に御尽力をいただいていた参りましたが、本人さんより退任の申し出がございましたことから、この度、その後任として四谷玲美氏を選任いたしましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、同意を求めるものでございます。

四谷氏におかれましては、人格も高潔で、教育、学術及び文化の各分野に関し識見を有し、教育委員として適任であると存じますので、議員の皆様方のご同意を頂きたいようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から詳細に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（村上 強課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 村上教育課長。

○教育課長（村上 強課長） 同意第12号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてのご説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

下段、提案理由として、木曾岬町教育委員会委員、宮崎佐和氏が、令和5年9月30日

をもって任期満了となることに伴い、上記の者、四谷玲美氏を教育委員に任命しようとする。これが、この議案を提出する理由でございます。

この度新たにお願いする四谷珠美氏の住所は、桑名郡木曾岬町大字外平喜33番地4、生年月日は昭和56年10月18日でございます。

四谷氏は、小学生、中学生の保護者であり、また、小学校PTAの本部役員として、様々な学校行事への参画、課題を抱える学校教育への関わりを通して、子供たちの健全育成のため、学校教育活動に対して熱心な取り組みをされておられます。人格的にも優れておられ、教育、学術及び文化の各分野に対しての造詣は深く、高い見識をお持ちであります。

また、委員の中に保護者が含まれる必要があり、宮崎氏に代わり四谷氏は、教育委員として適任であると考えておりますので、議員の皆様方にご同意いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご同意いただいた場合での任期は、令和9年9月30日までの4年間となります。以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第12号について、御質疑があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は、人事に関することでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第19、同意第12号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第20 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

日程第21 請願第2号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

日程第22 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第23 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第20、請願第1号から日程第23、請願第4号までの請願4件を一括上程し、これを議題といたします。

議会事務局長に請願文書表を朗読いただきます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 議会事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、朗読させていただきます。

請願については4件で、この資料に載っている順番に説明をさせていただきます。受理年月日につきましては、4件いずれも、令和5年8月3日でございます。

まず、1件目、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書。趣旨につきましては、後ほど紹介議員から申し上げていただきますので、割愛をさせていただきます。

請願者の住所氏名でございますが、木曾岬小学校のPTA会長、中学校のPTA会長、木曾岬小学校の学校長、木曾岬中学校の学校長、三重県教職員組合桑名支部長の連名で請願が出されたものであります。

紹介議員につきましては、加藤真人議員で、後ほど詳細な説明をしていただきますので、よろしく申し上げます。

次、2件目です。教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書。

請願者や紹介議員については先ほどと同様であります。

続きまして3件目、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書。

続きまして4件目、防災対策の充実を求める請願書。

以上4件が、この請願の内容でございます。以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 請願書の審議については、会議冒頭に議会運営委員長より委員会付託を省略して本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま上程しました請願4件の審議については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御異議なしと認めます。よって、上程しました請願第1号から請願第4号の請願4件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、請願の審議に入ります。

日程第20、請願第1号から日程第23、請願第4号までの請願4件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○5番（加藤真人議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 5番議席、加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） 請願書の趣旨説明を申し上げます。

別紙の請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

初めに、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置する趣旨で確立されたものです。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるために、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。

義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるために、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要と考えるところです。

三重県において、急速にすすめられた教育のICT化により、小中学校においては、地方財政措置により、一人1台端末が整備されました。しかし、端末の修繕等費、家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の負担状況には、自治体間の格差が生じています。教育環境の水準の維持向上にあたってその格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、国庫負担による財源確保が必要です。

また、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

次に、請願第2号、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由、2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現することとなりましたが、わたしたちが求め続けている、学校現場の人的配置の充実の声は反映されず、2023年度の教職員定数についても、基礎定数化に伴う教職員配置の見直し等により教職員の自然減を上回る定数の措置には至っていません。

また、中学校の学級編制の標準や高等学校等の教職員定数の標準の改善については示されていません。

また、全国的に「教員不足」、「教職員未配置」の問題が深刻化しています。

三重県においても、今年度県内公立学校において本来配置されるべき教職員に年度当初から欠員が生じたり、産育休等の休暇・休業取得者の代替教職員が不補充あるいは、短時間勤務者での代替となったりしている状況が見られます。

当然にも、満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状を、わたしたちは到底看過することはできません。多忙をきわめる学校現場で、これは危機的状況にあるといえます。

教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向きあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。

子どもたちが安全・安心に学べるようにするためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における学級編制と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

一方、OECD諸外国と比べ教育費の私費負担が高額〔高等教育段階における私費負担割合67%（OECD平均31%）〕となっている現状があります。

家庭の現実に目を向ければ、光熱費や物価の高騰による保護者の負担増など、厳しい状況があります。加えて、教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費等の保護者負担も生じています。

少子化の進むなか、教育費の公財政支出を充実させて、保護者負担の軽減を図ることは有効な少子化対策にもなり得ます。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望

するものであります。

次に、請願第3号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、現在の「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されています。

支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育にかかわる公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。

また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯(8.6%)より著しく厳しい経済状況におかれています。

また、総務省発表による消費者物価指数における前年同月比は依然として、3%を超える上昇がみられており、家計への負担増大がつづいています。

今年度、三重県においては、県独自の支援として国の高校生等奨学給付金制度における給付額に上乘せする補正予算が組まれました。

国によるこの制度の給付額が不十分であることは明確で、他にも第1子と第2子以降とで給付額に差があることなどの課題があります。経済格差を教育格差に結びつけないために制度・施策のよりいっそうの充実が求められます。

国により、今後進められようとしている児童手当の充実等の子ども関連施策についてもさらなる充実と、国による財源の十分な確保が求められます。そしてすべての子どもたちにとってよりよいものとなることが望まれます。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第4号、防災対策の充実を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由、2022年4月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%

にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。

時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。

木曾岬町においては、津波が発生した場合に町内のほとんどが浸水してしまうことから、高齢者などの配慮が必要な町民を事前に避難させられるように、いなべ総合学園と協定を結んでいます。

そのための非常食などの物資は町費で準備するなど災害時への備えがされています。

国による津波対策のための不適格改築事業については、2015年に制度の拡充がなされたものの、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。

補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、感染症が流行している最中であっても、災害時には避難所は開設されます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に出された国のガイドラインでは、準備スペースの適切な分離や必要な備品等が記載されていましたが、自治体間格差が生じるなど、国による責任ある十分な財政的措置が講じられたとは言えない状況でした。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。

性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。

国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

以上であります。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

ただいま請願4件の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

次に、請願第2号について、御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

次に、請願第3号について、御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

次に、請願第4号について、御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論は一括討論といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより上程されています請願書の採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

日程第20、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第20、請願第1号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第2号の採決を行います。

日程第21、請願第2号、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第21、請願第2号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第3号の採決を行います。

日程第22、請願第3号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第22、請願第3号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号の採決を行います。

日程第23、請願第4号、防災対策の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第23、請願第4号は採択することに決定いたしました。

日程第 2 4 請願第 4 号 議員派遣の件

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 2 4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元のタブレットへ配布された資料のとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、資料配布のとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前 1 0 時 5 0 分散会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には慎重な御審議をありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には大変御苦勞様でございました。

なお、一般質問日は 9 月 1 2 日午前 9 時から再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。ご苦勞様でございました。